

お知らせ『りしり富士』

確定申告期限延長のお知らせ

会計課税務こくほ係

国税庁では、緊急事態宣言の期間が令和 2 年分所得税の確定申告期間（令和 3 年 2 月 16 日から 3 月 15 日）と重なることを踏まえ、申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律で令和 3 年 4 月 15 日（木）まで延長することを決定しました。

なお、利尻富士町役場の受付は・・・

* 令和 3 年 3 月 15 日（月）までは、役場 2 階大会議室（特設会場）

* 令和 3 年 3 月 16 日（火）以降は、役場 1 階小会議室（予定）

・・・での受付及び相談となりますので、忘れずにお済ませ願います。

また、国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax（電子申告）又は印刷して郵送で提出することができます。

感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

利尻富士温泉のご利用について

産業振興課商工観光係

利尻富士温泉保養施設では、平成 10 年のオープンから、この度「入浴者 130 万人」を達成（令和 3 年 2 月 19 日（金））しました。多くの皆様のご利用に心より感謝申し上げます。

また、利尻富士温泉の【適応症】について、下記のとおりお知らせ致しますので、これからも、多くの皆様のご利用を心よりお待ちしております。

○利尻富士温泉の紹介

泉 質：ナトリウム－塩化物・炭酸水素塩泉

特 徴：塩化物泉は、塩分濃度が高く身体の深部まで温まるため保温効果が高いのが特徴です。

炭酸水素塩泉は、肌の不用な角質や毛穴の汚れを取り除くため、入るだけで石鹸で洗ったような美肌・清涼効果があるのが特徴です。

療養泉の一般的適応症

- 運動麻痺における筋肉のこわばり
- 胃腸機能の低下（胃もたれ、ガスだまり等）
- ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態等）
- 軽い高コレステロール血症
- 軽い喘息、肺気腫
- 糖尿病
- 疲労回復
- 筋肉や関節の慢性的な痛み、こわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫 etc…）

- 自律神経不安定症
- 痔の痛み
- 軽症高血圧
- 病後回復期
- 健康増進



療泉質別適応症

- きりきず
- 末梢循環障害
- 皮膚乾燥症 など…
- うつ状態
- 冷え性

新型コロナウイルス感染症に関する支援事業について

産業振興課商工観光係

経済産業省では、1月に発令された緊急事態宣言の延長に伴い、以下の対象要件に該当する、売上の減少した中小事業者に一時金を支給することになりましたのでお知らせします。詳細につきましては、経済産業省より2月下旬に示される予定です。

対象者	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者
要件	緊急事態宣言の再発令に伴い、 ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること （農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定） または、 ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと （旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定） により、本年1月～3月のいずれかの売上高が対前年比（又は対前々年比）▲50%以上減少していること
支給額	法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給 ※算出方法：前年（又は前々年）1～3月の事業収入－（前年（又は前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）
申請方法（調整中）	前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。 ※3月上旬に電子申請での受付開始予定。
お問合せ先	※経済産業省では、現在、申請方法や給付要件等を調整中であり、お問合せ先もまだ決まっておりません。2月下旬を目途に申請要領等を公表予定となっております。それまでの間、ご不明な点等ございましたら役場担当までご連絡願います。 役場産業振興課 担当：関、吉田（電話 82-1114）まで

*その他の支援策（事業再構築補助金の特別枠の創設、持続化補助金の要件緩和、資金繰り支援等）の概要については、経済産業省HPをご覧ください。

町内事業者の皆様へ ～感染防止対策の再確認と徹底をお願いします。～

全国的な感染拡大の中、北海道内では集中対策期間を「国内で緊急事態宣言が発令されている間」まで延長し対策を進めております。事業者の皆様には大きなご負担をおかけしておりますが、業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底のご協力をお願いいたします。

配食サービス事業の実施について

利尻富士町社会福祉協議会

社会福祉協議会では、75歳以上の高齢者のみで暮らしている世帯の方々を対象に、新型コロナウイルス感染症で外出を控える中、一時でも温かい気持ちになっていただけるよう『配食サービス』を実施いたします。

配達は、利尻富士町青年ボランティアクラブの皆さんのご協力により、実施されます。下記の3種類のメニューを用意しましたので、お好みのものを選んで申込時にお知らせください。

*日 時 令和3年3月13日（土） 午前11時～12時までに配達します。

*対象世帯 75歳以上の高齢者のみで暮らしている世帯

*お弁当の種類 ①お肉たっぷり弁当 ②お魚たっぷり弁当 ③野菜たっぷり弁当
（配達協力：利尻富士町青年ボランティアクラブ）

●希望される方は3月5日（金）までに社会福祉協議会 電話82-2791へご連絡ください。